

事務連絡
平成26年7月10日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について

産科医療補償制度及び出産育児一時金については、平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、また平成26年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正15年勅令243号（以下「健保令」という。））等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の金額を見直すものであること。

第2 改正の内容

1 健保令の改正関係

(1) 出産育児一時金の金額の見直し（健保令第36条関係）

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の政令で定める金額として健保令第36条に規定する「39万円」を「40.4万円」とすること。

なお、同条において、産科医療補償制度に加入する場合に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体は、見直さないこと（ただし、「保険者が定める金額」については、(2)のとおりとすること）。

- (2) 健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」の見直し（「健康保険法施行令第36条における「保険者が定める金額」について」（平成20年12月5日付け保保発第1205001号厚生労働省保険課長通知関係））

健保令第36条に規定する「保険者が定める金額」については、産科医療補償制度における掛金が「3万円」から「1.6万円」に引き下げられることとなったため、「1.6万円」を基準とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合格約例の改正関係

- (1) 出産育児一時金の金額の見直し

1(1)を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第8条及び国保組合格約例第11条に規定する「39万円（何円）」を「40.4万円（何円）」とすること。

- (2) 国保条例参考例第8条及び国保組合格約例第11条に規定する加算額について

1(2)を踏まえ、国保条例参考例第8条及び国保組合格約例第11条に規定する、健保令第36条の規定を勘案して必要があると認めるときに加算することとされている額については、「1.6万円」を基準とすること。

第3 施行期日

平成27年1月1日とすること。

国民健康保険税の納期限ごとの分割金額の見直しについて

1 趣旨

被保険者の1期当たりの負担を軽減し、納付環境の整備を促進するため、国民健康保険税（以下「保険税」といいます。）の納期限ごとの分割金額を見直すものです。

2 内容

現在、本市の保険税の納期限ごとの分割金額に係る計算は、地方税法の規定により、その額に1000円未満の端数が生じた場合、その端数を最初の納期限に合算することとなっています。

平成27年度課税分から、普通徴収によって徴収する保険税の期割回数が6期から9期へ増えますが、一部の保険税額において納期限ごとの分割金額に極端な偏りが生じることから、期別納付税額の平準化を確保するため、納期限ごとの分割金額に100円未満の端数が生じた場合、その端数を最初の納期限に合算する規定を設けます。

例) 年間の保険税額が8,800円（※）の世帯に係る期別納付税額

期 割	見直し後	参考（9期）	現行（6期）
第1期	1,600円	8,800円	3,800円
第2期	900円	0円	1,000円
第3期	900円	0円	1,000円
第4期	900円	0円	1,000円
第5期	900円	0円	1,000円
第6期	900円	0円	1,000円
第7期	900円	0円	—
第8期	900円	0円	—
第9期	900円	0円	—

※8,800円は、12か月分としては本市で最も低い保険税額であり、均等割額7割軽減の対象となる所得の世帯に属する1人分の金額です。毎年度約5000世帯が対象となります。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税について

平成27年4月1日より、国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第4号)のうち、第7条第1項の改正規定が施行され、普通徴収によって徴収する国民健康保険税(以下、「保険税」といいます。)の納期が、6期から9期へ増えることとなります。

例えば、本市の年間の保険税額のうち、現在最も低い金額は8,800円で、これを9期で割り返すと、1期当たりの金額が1000円に満たないため、地方税法の規定により、年間の金額がすべて第1期に偏って課税されてしまい、被保険者間の公平性を著しく欠くばかりでなく、1期あたりの負担を軽減するという期割回数変更の目的とも矛盾します。

◆地方税法第20条の4の2第6項

地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

したがって、本市条例に、納期限ごとの分割金額に100円未満の端数が生じた場合、その端数を最初の納期限に合算する規定を新たに設け、年間の保険税額をより平準化させることで納付環境のさらなる整備を図ります。

26市の状況

市名	期割回数	年間最低額	納期限ごとの分割金額に係る市条例での独自規定	第1期徴収額	第2期以降徴収額
府中市(現行)	6	¥8,800		¥3,800	¥1,000
府中市(参考)	9	¥8,800		¥8,800	¥0
府中市	9	¥8,800	100円未満の端数を第1期に加算する。	¥1,600	¥900
八王子市	9	¥10,400		¥2,400	¥1,000
*立川市	9	¥11,400	100円未満の端数を第1期に加算する。	¥1,800	¥1,200
武蔵野市	8	¥8,400		¥1,400	¥1,000
三鷹市	8	¥9,600		¥2,600	¥1,000
青梅市	8	¥9,800		¥2,800	¥1,000
昭島市	8	¥10,800		¥3,800	¥1,000
調布市	8	¥8,900		¥1,900	¥1,000
町田市	8	¥11,500		¥4,500	¥1,000
*小金井市	8	¥12,400	100円未満の端数を第1期に加算する。	¥1,900	¥1,500
小平市	8	¥9,500		¥2,500	¥1,000
日野市	9	¥10,000		¥2,000	¥1,000
東村山市					
国分寺市	8	¥12,000		¥5,000	¥1,000
国立市					
西東京市					
福生市	8	¥10,500		¥3,500	¥1,000
狛江市	8	¥10,300		¥3,300	¥1,000
東大和市	8	¥11,000		¥4,000	¥1,000
清瀬市	9	¥13,200		¥5,200	¥1,000
*東久留米市	9	¥13,700	100円未満の端数を第1期に加算する。	¥1,700	¥1,500
*武蔵村山市					
*多摩市	10	¥10,100	100円未満の端数を第1期に加算する。	¥1,100	¥1,000
稲城市	9	¥8,300		¥8,300	¥0
羽村市	8	¥9,200		¥2,200	¥1,000
あきる野市	8	¥11,900		¥4,900	¥1,000

※25市中、21市から回答あり。端数処理を100円未満としているのが17市、100円未満としているのが4市。